用を予定している下水道事業との整合性を図るため、文言の整理を行うものです。

30年度下水道事業特別会計補正予算

９２７万６千円増額

予算総額９億１千９２７万６千円

職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、消費税納付額の不足に要する経費です。

問　消費税の補正納付額があげられている理由は。

答　29年度から30年度に実施した龍代ポンプ場の工事において、29年度中に７千４００万円の前払金を支出しており、それを含めて29年度分の消費税の申告を予定していましたが、税務署との協議の中で、工事の完了検査がなされておらず、引き渡しを受けていない分の申告については、29年度分の消費税の申告対象外との指摘を受け、確定申告をしたところ、当初予定していた29年度分の消費税納付額が増額することとなり、また、それに伴い、当初予定していなかった中間申告の納付に伴う納付消費税額の不足を補うためです。

30年度上水道事業会計補正予算

職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うため、１款１項．営業費用を６５４万円減額し、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を７千４２５万円にするものです。

市道路線の認定

認定路線の「若津町通り線」は、県道水田大川線の北側、向島地区の若津町に位置し、この県道と国道２０８号を結ぶ県道本町新田大川線の一部区間となります。

福岡県において都市計画道路「堤上野線」の県道水田大川線から国道２０８号までの区間の整備を行い、その区間の新県道としての供用開始に合わせ、旧県道として県から大川市に移管されることになるため、県との協議に基づき市道として認定するものです。

産業建設委員会による市道認定調査

認定路線の「若津町通り線」

議決結果一覧

「○」・・・賛成　「●」・・・反対　「―」・・・退席

※議長は可否同数の場合以外は表決に参加しません

付託委員会	１２月定例会に付された案件 ※表決が分かれた案件のみ記載しています。また、議案名は一部省略して記載しています。	議決結果	議長 川野栄美子	総務委員会 永島守	総務委員会 筬島かおる	総務委員会 石橋正毫	総務委員会 福永寛	総務委員会 古賀寿典	文教厚生委員会 水落常志	文教厚生委員会 龍誠一	文教厚生委員会 岡秀昭	文教厚生委員会 平木一朗	文教厚生委員会 遠藤博昭	文教厚生委員会 宮崎稔子	産業建設委員会 内藤栄治	産業建設委員会 吉川一寿	産業建設委員会 古賀龍彦	産業建設委員会 池末秀夫	産業建設委員会 馬渕清博
総務委員会	議案第６０号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部改正	可決	／	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第６１号 大川市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	／	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第６８号 大川市一般会計補正予算（第３号）	可決	／	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文教厚生委員会	議案第６２号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正	可決	／	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第６９号 大川市国民健康保険事業特別会計補正予算	可決	／	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第７０号 大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	可決	／	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第７１号 大川市介護保険事業特別会計補正予算	可決	／	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

追加議案

いずれも議員により提案され、提案どおり可決されました。

本案は、議員により提案された意見書で、可決後に関係行政庁に提出しました。

主要農作物種子法にかわる新たな法律の制定を求める意見書

2016年10月に規制改革推進会議農業ワーキング・グループは、「国は、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築するために、地方公共団体のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」と提起していました。そして、主要農作物種子法は、2018年４月１日をもって廃止されました。

しかし、廃止された種子法は、国民の食料である米や大豆、麦といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律でした。

同法のもと、都道府県はそれぞれの気象や土壌条件に合わせた稲・麦・大豆の奨励品種を決めて、原々種・原種の種子をふやし、農家に安定的に安価な種子を供給してきました。国は、そのために農業試験場などに財政支援をしてきました。

国内で生産される稲の種子は100％自給です。南北に長い日本では、地域の特性に合って栽培しやすく、おいしいお米が時間と労力をかけて開発されており、その数は約300品種にのぼります。こうした種子は、最も基礎的な農業生産資材、かつ大切な遺伝資源であり、多様性があることから、地域に合った品種が各地で作られ、気候変動にも対応できました。

しかし、種子法廃止で、日本で伝えられてきた多くの伝統的品種の種子が、世界の多国籍企業の画一化したものになっていくことが懸念されます。

よって、国会及び政府においては、国民の食料安定確保のため、種子を国民の共有財産として、守り、次世代に引き継いでいくために、主要農作物種子法にかわる新たな法律を制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書

主要農作物種子法は、1952年に制定され、日本の農業、食の安全を守ってきました。同法のもとで、稲・麦・大豆の品種開発と安定供給のために国や都道府県の公的役割が明確にされ、稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施されることで、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年４月１日付で、国会において種子法が廃止されました。同法の廃止によって、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏付けがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や、地域条件等に適合した品種の生産・普及などが衰退するのではないかという不安が広がっています。さらに、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には外資系事業者の独占や、改良された新品種に特許がかけられ、日本の種子市場が支配されていくことも懸念されています。

これは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることにつながり、県民にとっても大きな問題です。

種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことを鑑み、優良な種子の流通確保や都道府県が引き続き種子生産等に取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

よって、福岡県においては、現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、種子法にかわる県独自の条例を制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。